

和歌山大学大学院研究科運営規程第4条第1項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものについて定める件

学長裁定 平成27年4月1日

和歌山大学大学院研究科運営規程第4条第1項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものについて次のように定める。

- (1) 研究科の教育課程の編成
- (2) 研究科担当教員の教育研究業績の審査